

重要事項説明書 動産総合保険について 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

※この書面は動産総合保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報および特にご注意いただきたい情報（お客様にとって不利益になる事項など）を記載したものです。必ずお読みいただき、内容をご確認くださいようお願い申し上げます。

※この書面は商品内容に関するすべての内容を記載しているわけではありません。さらに詳しい内容をお知りになりたい場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

◎動産総合保険とは

○この保険は、火災、落雷、破裂・爆発など偶然な事故によって保険の対象（トイ・ワイド友の会会員証の対象商品名欄に記載の商品）である動産に生じた損害を補償します。

○この保険の仕組み、補償内容（保険金をお支払いする場合、保険金をお支払い出来ない場合）などにつきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

<保険金をお支払いできない主な場合>

◆ご契約者・被保険者（購入者）・保険金受取人などの故意・重大な過失による損害 ◆^{かし}瑕疵または自然の消耗もしくは性質による錆・^{かび}黴・むれ・変質・変色またはねずみ喰い・虫喰いなどによる損害 ◆戦争、暴動または核燃料物質の有害な特性などによる損害 ◆詐欺・横領・置忘れ・紛失による損害 ◆地震・噴火・津波による損害 ◆メーカー保証期間内の保証対象となる修理に該当する損害 など

◎補償期間（保険責任期間）

○補償期間（保険責任期間）は3年間です。保険の対象ごとに、販売店がその保険の対象を購入者に引き渡した時に始まり、その日から3年後の応当日の午後4時に終わります。

◎引受条件（ご契約金額および保険価額）

○ご契約金額は、販売店が購入者に販売した実際の価格になります。また、保険価額は次のとおりとします。

期間区分	保険価額
販売時より6か月まで	販売価格（消費税込み）の100%
販売時より6か月を超え12か月まで	販売価格（消費税込み）の90%
販売時より12か月を超え24か月まで	販売価格（消費税込み）の80%
販売時より24か月を超え36か月まで	販売価格（消費税込み）の70%

◎個人情報の取扱いに関する説明事項

1. 損保ジャパン日本興亜は本契約に関する個人情報を、保険契約の引受判断・履行（保険金支払いなど）および各種サービス、他の保険・金融商品などの案内または提供のために利用します。
2. 損保ジャパン日本興亜は損保ジャパン日本興亜のグループ企業や提携先企業との間で、その取り扱う商品・サービスなどの案内または提供のために、本契約に関する個人情報を共同で利用することがあります。
3. 損保ジャパン日本興亜は、保険制度の健全な運営を確保するため、また、不正な保険金請求を防止するために、ご契約内容、事故内容、保険金ご請求内容に係る個人情報を、他の損害保険会社・共済と一般社団法人日本損害保険協会との間において共同利用する制度を実施しています。
4. 損保ジャパン日本興亜は、本契約の引受判断・履行（保険金支払いなど）のために必要な範囲において、本契約に関する個人情報^{*}を第三者*に対して提供することがあります。

* 保険事故の関係者（当事者、損害保険会社・共済、修理業者など）、医療機関、再保険取引会社などをいいます。

※損保ジャパン日本興亜の個人情報の取扱いに関する詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜ホームページ（<http://www.sjnk.co.jp>）をご覧ください。

◎「損害保険契約者保護機構」による契約者保護について

○引受保険会社の経営が破綻した場合など業務もしくは財産の状況が変化したときには、保険金や返れい金などのお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。ただし、破綻後3か月以内に発生した事故の保険金は全額が補償されます。

○「損害保険契約者保護機構」の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

◎事故が発生した場合のお手続き

1. ただちに所定の書類を送付ください。

万一事故が発生した場合には、本契約の契約者まで所定の書類をただちに送付ください。ただちに送付いただけませんと保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

書類送付先

〒111-0043 東京都台東区駒形2-4-11 ヨシクニ駒形ビル
トイ・ワイド友の会事務局
TEL 03-5830-2607

2. 保険金請求について

○保険金請求手続きは、購入者の保険金請求権が本契約の契約者に委任されているため、本契約の契約者が一括請求するものとして取り扱います。

原則として、保険金は契約者から購入者にお支払いしますが、契約者からの支払指示により、損保ジャパン日本興亜から購入者に直接支払われる場合があります。

3. 保険金のお支払時期について

○損保ジャパン日本興亜に対する保険金請求権は、保険の対象に損害が発生した時から発生します。なお、保険金請求権につきましては時効（3年）がありますので、ご注意ください。

○損保ジャパン日本興亜は、本保険の契約者より保険金請求書類をご提出いただいてから、その日を含めて30日以内に保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、必要な事項を確認するために特別な照会または調査が不可欠な場合には、所定の期間を経過する日までに保険金をお支払いします。所定の期間については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

4. 保険金お支払い後の保険契約について

○損害保険金のお支払額が1回の事故で保険価額に相当する額を超えた場合（この場合、ご契約は損害発生時点で終了します。）を除き、保険金のお支払いが何回あってもご契約金額は責任期間終了日まで減額されません。

5. 他の保険契約等がある場合の保険金のお支払いについて

○このご契約と補償内容が重複する他の保険契約等がある場合には、損保ジャパン日本興亜は保険金をお支払いした後、他の保険契約等の保険会社などに対して、その保険契約等が負担すべき額につき請求を行います。

○このご契約と補償内容が重複する他の保険契約等から保険金が支払われた場合において、他の保険契約等の保険会社などからこのご契約で負担すべき額につき請求を受けたときは、このご契約に対して保険金の請求があったものとして取り扱います。

《ご連絡窓口》

●引受保険会社

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

企業営業第五部 第五課


TEL 03-3231-4678

〔受付時間：平日の9:00～17:00〕(土日、祝日、年末年始の休日を除きます。)

●損保ジャパン日本興亜の保険に関する指定紛争解決機関のご連絡先

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。

＜一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター＞

 0570-022-808

〔受付時間：平日の9:15～17:00〕(土日、祝日、12/30～1/4を除きます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」は、損保ジャパンと日本興亜損保が2014年9月1日に合併し誕生した会社です。